

合併市に関する調査

記入月日：平成16年11月1日

基礎情報

都道府県・市名	茨城県・常陸大宮市（ひたちおおみやし）
合併期日	平成16年10月16日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6（旧大宮町）
人口（合併直近の国調）	48,964人（H12国調）
面積	348.38km ²
議員定数	法定定数26人（条例定数は市議会で協議して決定される。合併時の議員数は合併特例法の在任特例を適用し75人）
関係市町村名	大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村

関係市町村合併直前の状況

(H16.10.1現在)

(H16.4.1現在)

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	大宮町		27,255	82.84	18
山方町		7,638	84.06	16	31.5
美和村		4,349	80.35	14	34.3
緒川村		4,517	56.74	14	33.0
御前山村		4,314	44.39	13（欠員1）	31.1
合計	-	48,073	348.38	75	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

○平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	大宮町		9,339,857	3,237,940	2,229,167	市町村圏，特定農山村，指定表選定
山方町		4,229,628	609,791	1,659,637	過疎，市町村圏，特定農山村，指定表選定	0.297
美和村		3,382,101	266,317	1,327,395	山振，過疎，市町村圏，特定農山村，指定表選定	0.201
緒川村		3,241,209	475,499	1,390,300	過疎，市町村圏，指定表選定	0.234
御前山村		3,758,420	340,637	1,271,895	山振，過疎，市町村圏，特定農山村，指定表選定	0.226
合計	-	23,951,215	4,930,184	7,878,394	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年4月1日	解散年月日：平成16年10月15日
内容	組織：5町村から8人（町村長，議長，副議長，議長が指名する議員1，5町村の長が協議して定めた学識経験者4）ずつ、県から3人の計43人 小委員会：新市名称検討小委員会を設置 45の協定項目を協議	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から26年度	
基本計画の主要項目	1 健やかに安心して暮らせるまちづくり 2 豊かな自然と調和した住みよいまちづくり 3 人に優しく安全で快適なまちづくり 4 活力にあふれ安定して働けるまちづくり 5 個性と文化を育むふれあいのまちづくり 6 協働のまちづくり	
旧市町村庁舎の利活用	旧大宮町役場を市役所本庁とし、旧山方町，美和村，緒川村及び御前山村役場は総合支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 2年 11ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：当分の間合併前の旧町村単位の報酬額とする。 (旧大宮町30.8万円、旧山方町25.5万円、旧美和村25万円、旧緒川村24.5万円、旧御前山村25.4万円)	
地域審議会の設置について	有	
内容	設置：山方町，美和村，緒川村及び御前山村の旧4町村の地域ごとに設置する。 設置期間：平成16年10月16日～平成22年3月31日 （必要に応じて延長できる。） 所掌事務：市長の諮問に応じて新市建設計画の変更・進捗状況など審議し答申する。 また、必要と認める事項について審議し，市長に意見を述べるができる。 組織：各地域の委員は10人以内で組織 任期：2年（ただし，最初の委員は平成18年3月31日まで，再任は可）	
地方税に関する特例	無	
内容	税率：個人市民税の均等割3，000円 個人市民税所得割・法人市民税・固定資産税・軽自動車税は標準税率	
合併特例債発行限度額（億円）	236.1億円（まちづくり208.2億円，基金27.9億円）	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>合併の方式：対等合併・編入方式 財産：旧5町村の財産・債務はすべて新市に引継ぐ。 農業委員会委員の定数及び任期：大宮町農業委員会に統合。合併特例法を適用し、山方町、美和村、緒川村、御前山村農業委員会の選挙による委員のうち40人は、大宮町農業委員会委員の残任期間委員として在任する。 一般職の職員の身分：現給を保障し、新市の職員として引継ぐ。 特別職の職員の身分：山方町、美和村、緒川村、御前山村の常勤の特別職は大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村の長が別に協議して定める。 条例・規則：5町村のすべての条例・規則を比較検討の上、調整方針を踏まえて制定する。 事務組織及び機構：部制制度を採用し、合併時までに調整する。 使用料・手数料：使用料は原則現行のとおり。手数料は、合併時に統一する。 公共的団体等：各団体の経緯、実情等を尊重しながら統合整備に努める。 ただし、町村独自の団体は原則現行のとおり。 町名・字名：字名及び区域については、現行のとおりとし、「大字」の文字を除いた名称に変更する。大宮町の大字名がない区域は、大宮町において合併時までに調整する。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>慣行（市章・憲章等）：市章・市の花・木・鳥、市民憲章は、新市において新たに制定する。宣言については、合併後、新市において調整する。 国民健康保険事業：国民健康保険税の税率は、旧町村の税率を適用する不均一課税を採用し、新市において健全で円滑な国民健康保険事業の運営が図られるよう、税率を調整し早い時期に統一する。 介護保険制度：第2期介護保険事業計画は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画で、保険料を統一する。 上水道事業：当面現行（大宮町上水道、大宮町以外簡易水道）のとおりとし、簡易水道事業の水道料金については、合併後3年を目標に統一する。 下水道事業：現行のとおりとし、合併後、新市の下水道事業計画を速やかに策定し、料金体系等を検討する。</p>